○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

国立研究開発法人日本医療研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百五十七号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

第2の1に次のように加える。

(6)　放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送（全国放送を除く。）の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。

(7)　地上基幹放送（全国放送を除く。）の業務を行う基幹放送事業者の次に掲げる者（認定放送持株会社の関係会社にあっては、ウに掲げる者）は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること。

ア　主たる出資者

イ　役員

ウ　審議機関の委員

○総務省告示第百五十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十号（放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

第二項第三号中「百分の三十三・三三三三三」を「三分の一」に改める。

○総務省告示第百五十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

表中「百分の三十三・三三三三三」を「三分の一」に改める。

○総務省告示第百六十号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、指定放送対象地域を次のとおり指定する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

1　中波放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに滋賀県及び京都府の各区域を併せた区域、鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域並びに佐賀県及び長崎県の各区域を併せた区域

2　短波放送

全国

3　超短波放送

一　県域放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

二　外国語放送

平成七年郵政省告示第五十二号（外国語放送を行う放送局の放送対象地域を定める件）に定める区域

○総務省告示第百六十一号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千八百三十二億二千九百十二万八千円とする。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

○財務省、経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十七年二月財務省経済産業省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十七年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一